

## 年金受給（現況調査）のために在留証明を申請される方へ

令和5年3月

国民年金や厚生年金等の受給手続のために在留証明を申請する場合は、証明手数料が免除となります。手数料免除対象に該当する場合は、下記2. の申請書類が必要です。

### 1. 手数料免除となる公的年金

- ア 恩給・・・・・・・・・・総務大臣裁定
- イ 執行官年金・・・・・・・・（同上）
- ウ 国会議員互助年金・・（同上）
- エ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金・・・厚生労働大臣裁定
- オ 国民年金・・・・・・・・同上
- カ 厚生年金・・・・・・・・厚生労働大臣／国家公務員共済組合連合会／  
各地方公務員共済組合／全国市町村職員共済組合連合会  
日本私立学校振興・共済事業団 裁定

キ 労働者災害補償保険年金・・・・・・・・労働基準監督署長裁定

ク 文化功労者年金・・・・・・・・文部科学大臣裁定

(注)生存確認は文部科学省が独自に行っており、在留証明を要求されることはない。

なお、国民年金基金・企業年金（「〇〇厚生年金基金」を含む）については、  
手数料免除の対象となりません。

### 2. 必要書類

これから年金受給手続をされる方

- (1) 旅券
- (2) 年金請求書（日本国内の年金事務所で入手可）
- (3) **発行3ヶ月以内の居住証明書**（Meldebestätigung / Meldebescheinigung /  
Aufenthaltsbescheinigung など）

年金現況届のための在留証明の場合（既に年金を受給されている方）

- (1) 旅券
- (2) 日本年金機構より送付される現況届のはがき  
（現況届のはがきが届いていない方は、領事部までご相談ください。）
- (3) ア～ウのいずれか
  - ア) **発行3ヶ月以内の居住証明書**（Meldebestätigung / Meldebescheinigung /  
Aufenthaltsbescheinigung など。）
  - イ) **発行日が3ヶ月以上前の居住証明書**（Meldebestätigung /  
Meldebescheinigung /Aufenthaltsbescheinigung など。）  
さらにこれに加え、**最近届いた郵便物**で日付、氏名、住所が確認できるもの
  - ウ) 日本年金機構から送られてきた、**現況届のはがきが入っていた封筒**  
（現況届のはがきと一しょに提示してください。）

### 3. 手数料免除の在留証明申請における特記事項

- (1) 窓口で申請された場合は郵送による交付が可能です。郵送交付を希望する方は、申請時に返信用封筒（切手貼付け済み、宛先記入済み）をご用意ください。
- (2) 現況届のための在留証明書を申請する方：過去に当館で現況届のはがきを提示して、在留証明書を申請したことがある方に限り、郵送による申請および交付が可能です。希望する方は領事部までご相談ください。